

V 自立支援協議会と地域生活支援拠点等

地域（市町村）自立支援協議会について

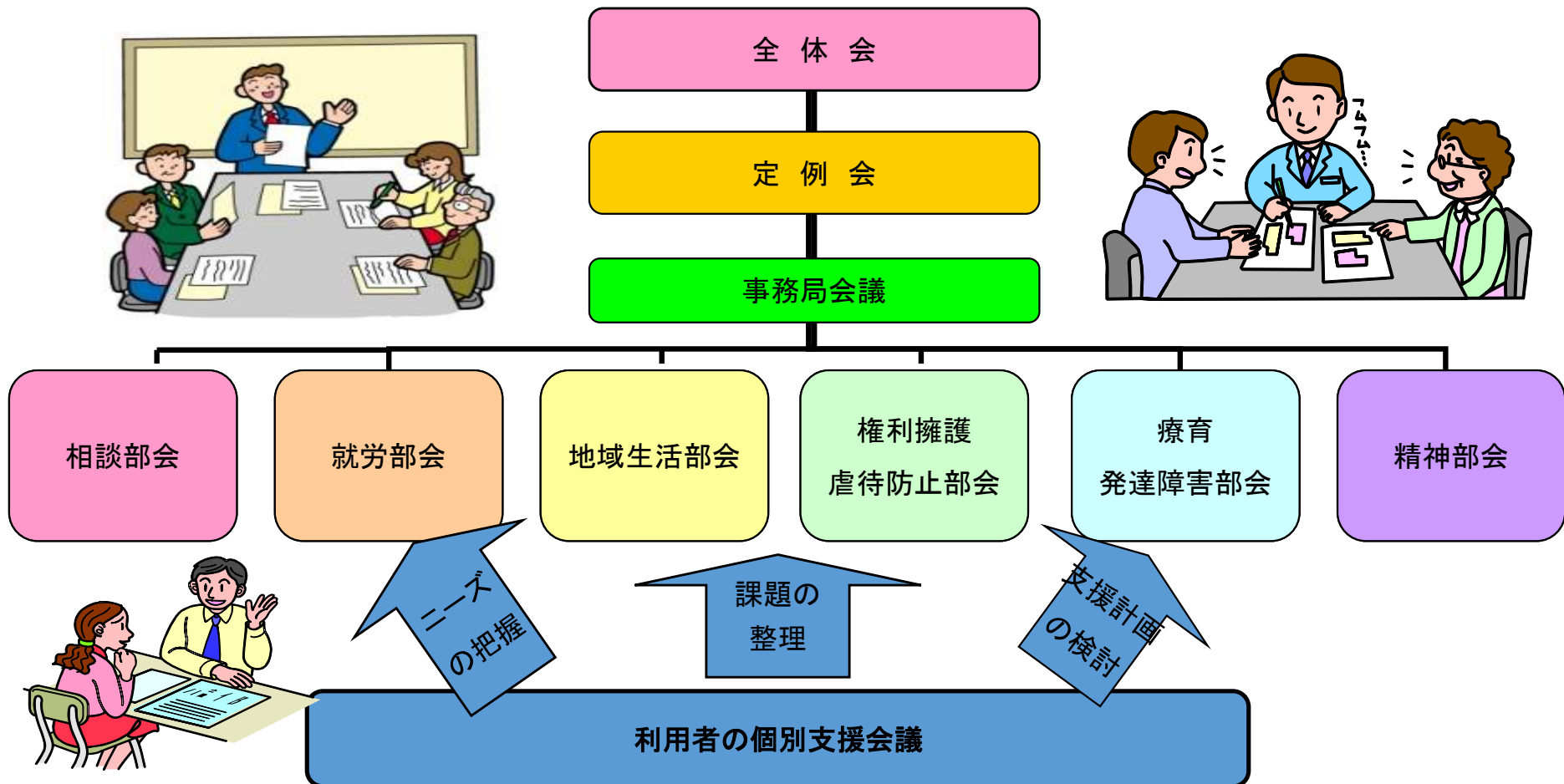
【概要】

市町村が、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し中核的役割を果たす協議の場として設置

【主な機能】

- ① 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
- ② 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整
- ③ 地域の社会資源の開発、改善

【設置の例】



3 地域生活支援拠点等が担うべき機能

地域生活支援拠点等については、障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、入所施設や病院からの地域移行、親元からの一人暮らし等への移行を進めるため、重度障害にも対応することができる専門性を有し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態や地域生活障害者等の介護を行う者の障害、疾病等のため、当該地域生活障害者等に対し、当該地域生活障害者等の介護を行う者による支援が見込めない事態等（以下単に「緊急事態」という。）や地域生活障害者等が希望する地域移行に向けた支援についての機能を担うものである。

具体的には、法第77条第3項各号に掲げる事業を適切に実施するため、以下の（１）から（４）までの機能について、地域の実情において、複数の拠点関係機関が分担して担うこととなる（共同生活援助事業所や障害者支援施設等に付加する「多機能拠点」を整備することも可能）。

（１）相談

平時から緊急事態における支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、緊急事態等において、必要なサービスの調整や相談その他必要な支援を行う機能

（２）緊急時の受け入れ・対応

短期入所事業所等を活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、緊急事態における受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

（３）体験の機会・場

障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行や親元からの自立に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能（地域生活障害者等について、平時から緊急事態に備えて短期入所事業所等を活用した体験の機会の提供及びその体制整備も含む。）

（４）専門的人材の確保・養成等

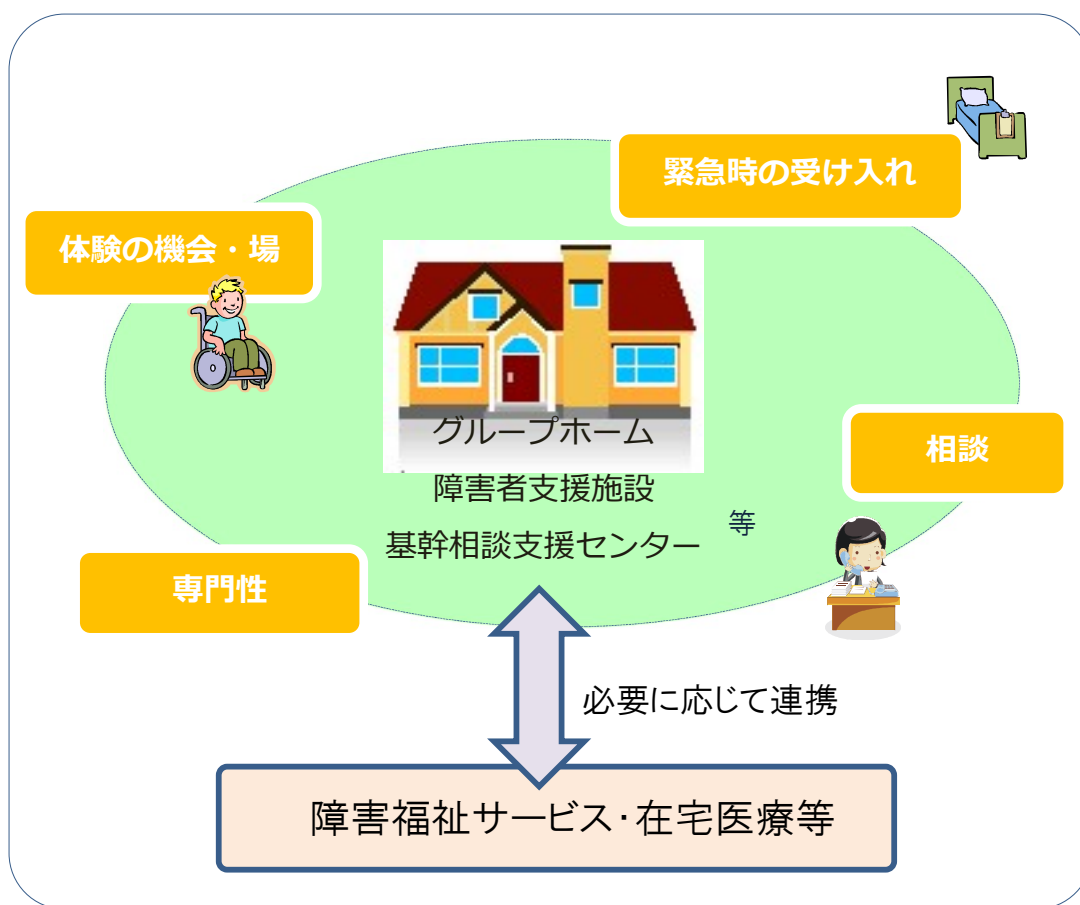
医療的ケアが必要な者や強度行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者等に対して専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成その他地域の実情に応じて、創意工夫により付加する機能

地域生活支援拠点等の整備について

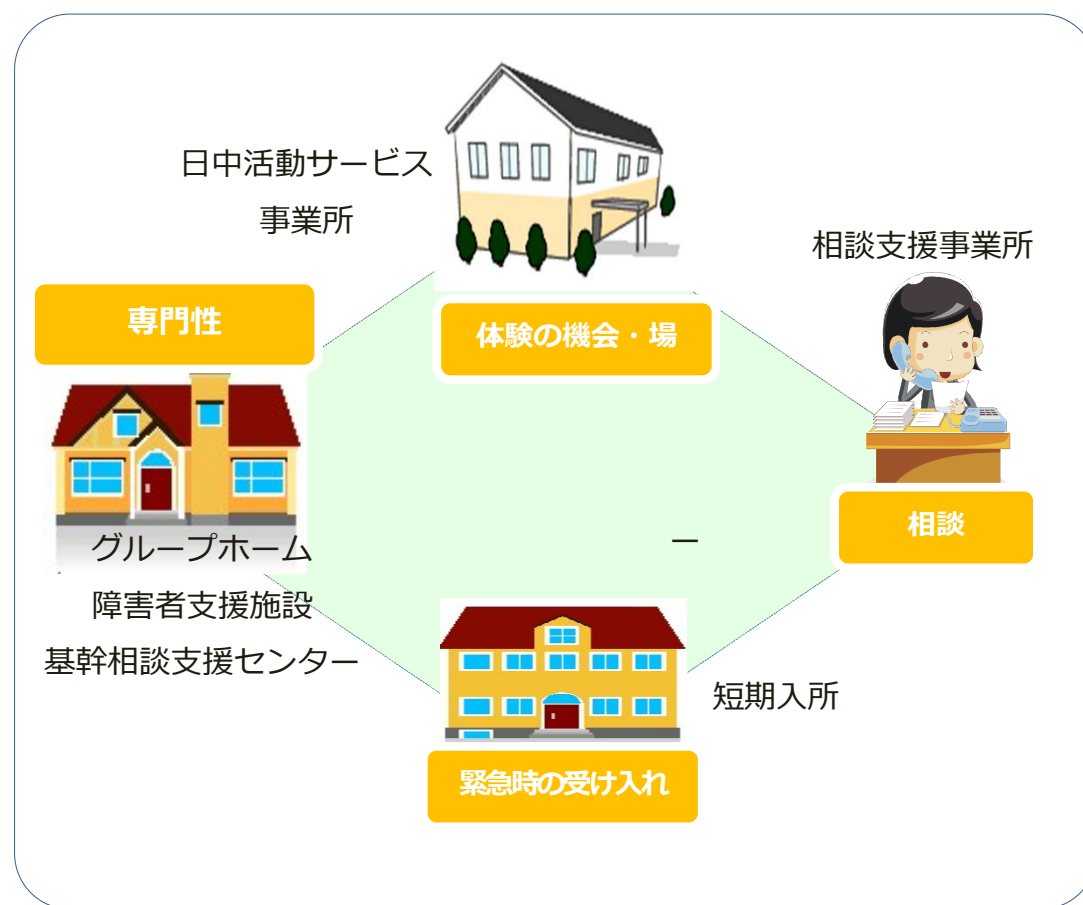
●地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ） ※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。

多機能拠点整備型



面的整備型



VI 医療的ケア児、発達障害者支援

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の全体像

(令和3年法律第81号) (令和3年6月11日成立・同年6月18日公布)

◎医療的ケア児とは

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童（18歳以上の高校生等を含む。）

立法の目的

- 医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加
- 医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっている

⇒医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資する

⇒安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与する

基本理念

- 1 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援
- 2 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援
→ 医療的ケア児が医療的ケア児でない児童等と共に教育を受けられるように最大限に配慮しつつ適切に行われる教育に係る支援等
- 3 医療的ケア児でなくなった後にも配慮した支援
- 4 医療的ケア児と保護者の意思を最大限に尊重した施策
- 5 居住地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策

国・地方公共団体の責務

保育所の設置者、 学校の設置者等の責務

支援 措 置

国・地方公共団体による措置

- 医療的ケア児が在籍する保育所、学校等に対する支援
- 医療的ケア児及び家族の日常生活における支援
- 相談体制の整備 ○情報の共有の促進 ○広報啓発
- 支援を行う人材の確保 ○研究開発等の推進

医療的ケア児支援センター（都道府県知事が社会福祉法人等を指定又は自ら行う）

- 医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行う
- 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等への情報の提供及び研修を行う 等

保育所の設置者、学校の設置者等による措置

- 保育所における医療的ケアその他の支援
→ 看護師等又は喀痰吸引等が可能な保育士の配置
- 学校における医療的ケアその他の支援
→ 看護師等の配置

施行期日：公布の日から起算して3月を経過した日（令和3年9月18日）

検討事項：法施行後3年を目途としてこの法律の実施状況等を勘案した検討

医療的ケア児の実態把握のための具体的な方策／災害時における医療的ケア児に対する支援の在り方についての検討

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の一部を改正する法律 概要

(改正後の題名：医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律)

[該当条項]

背景

令和3年に制定された本法律により、医療的ケア児が保育園や学校へ通いやすくなるなど、18歳未満の児童に対する必要な支援は徐々に整ってきている。一方で、①医療的ケア児の成長等を踏まえた支援対象の拡大(同様の支援を必要とする重症心身障害者についても支援対象とする)、②レスパイト・就労支援等の支援施策の充実、③医療的ケア児支援センターの強化など、この間に明らかになった新たな課題に対応するための法改正が必要とされた。

基本理念の充実

- 基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい日常生活及び社会生活を営むこと〔3条1項〕
- 18歳に達した後等も、切れ目なく適切な保健医療サービス及び福祉サービスを受けながら、希望する地域において日常生活及び社会生活を営むことができるようにすること〔3条3項〕

支援対象の拡大・支援施策の充実等

1 医療的ケア児の成長等を踏まえた支援対象の拡大

- 医療的ケア児等(右記②・③の者)
 - 重症心身障害者
- を支援対象に追加〔2条3項・4項〕

【医療的ケア児等】

- ① 医療的ケア児
- ② ①であった者であって、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠であるもの
- ③ 日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠であり、かつ、これにより自立した日常生活又は社会生活を営むことが困難な状態にある者

【重症心身障害者】重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している者(そのうち児童である者は重症心身障害児)

2 支援施策の充実

【保育・教育等】①喀痰吸引等を行うことができる介護従事者の配置〔9条2項・3項、10条2項〕、

②社会的養護体制の拡充〔9条の2〕、③生涯学習の推進〔10条3項〕

【生活・就労等】①日常生活支援(レスパイト・通学支援等)〔11条〕、②切れ目ない医療の提供〔11条の2〕、

③就労支援〔11条の3〕、④住居の確保〔11条の4〕、⑤ピアサポート〔12条2項〕

【人材確保等】①支援に係る研修の実施方法の見直し〔20条〕、②医療的ケアの提供の在り方を見直し〔20条の2〕

3 医療的ケア児等支援センターの強化等〔14条〕

- ① 都道府県知事に加え、指定都市、中核市その他の政令で定める市、特別区の長も設置可
- ② 進行性の疾病を有する者等についても相談支援の対象
- ③ 災害時への備え・対応

そのほか、「医療的ケア児等支援地域協議会」の新設(協議会の協議結果について尊重義務)〔18条の2〕

【その他】支援に関して講じた施策に係る公表等(国・地方公共団体)〔8条の2〕、地域格差の是正のための検証等〔22条〕

【施行】令和9年4月1日 【見直し】この法律の施行後3年

発達障害者支援法の全体像

I これまでの主な経緯

昭和55年 知的障害児施設の種類として新たに医療型自閉症児施設及び福祉型自閉症児施設を位置づけ
平成5年 強度行動障害者特別処遇事業の創設(実施主体:都道府県等)
平成14年 自閉症・発達障害者支援センター運営事業の開始(広汎性発達障害者を対象とした地域支援の拠点の整備の推進)
平成16年12月 超党派の議員立法により発達障害者支援法が成立 → 平成17年 4月 施行
平成22年12月 発達障害が障害者に含まれるものであることを障害者自立支援法、児童福祉法において明確化
平成28年5月 超党派の議員立法により「発達障害者支援法の一部を改正する法律」が成立

II 主な趣旨

- 発達障害者に対する障害の定義と発達障害への理解の促進
- 発達生活全般にわたる支援の促進
- 発達障害者支援を担当する部局相互の緊密な連携の確保、関係機関との協力体制の整備 等

III 概要

定義：発達障害＝自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、
注意欠陥多動性障害などの脳機能の障害で、通常低年齢で発現する障害

就学前（乳幼児期）

- 乳幼児健診等による早期発見
- 早期の発達支援

就学中（学童期等）

- 就学时健康診断における発見
- 適切な教育的支援・支援体制の整備
- 放課後児童健全育成事業の利用
- 専門的発達支援

就学後（青壮年期）

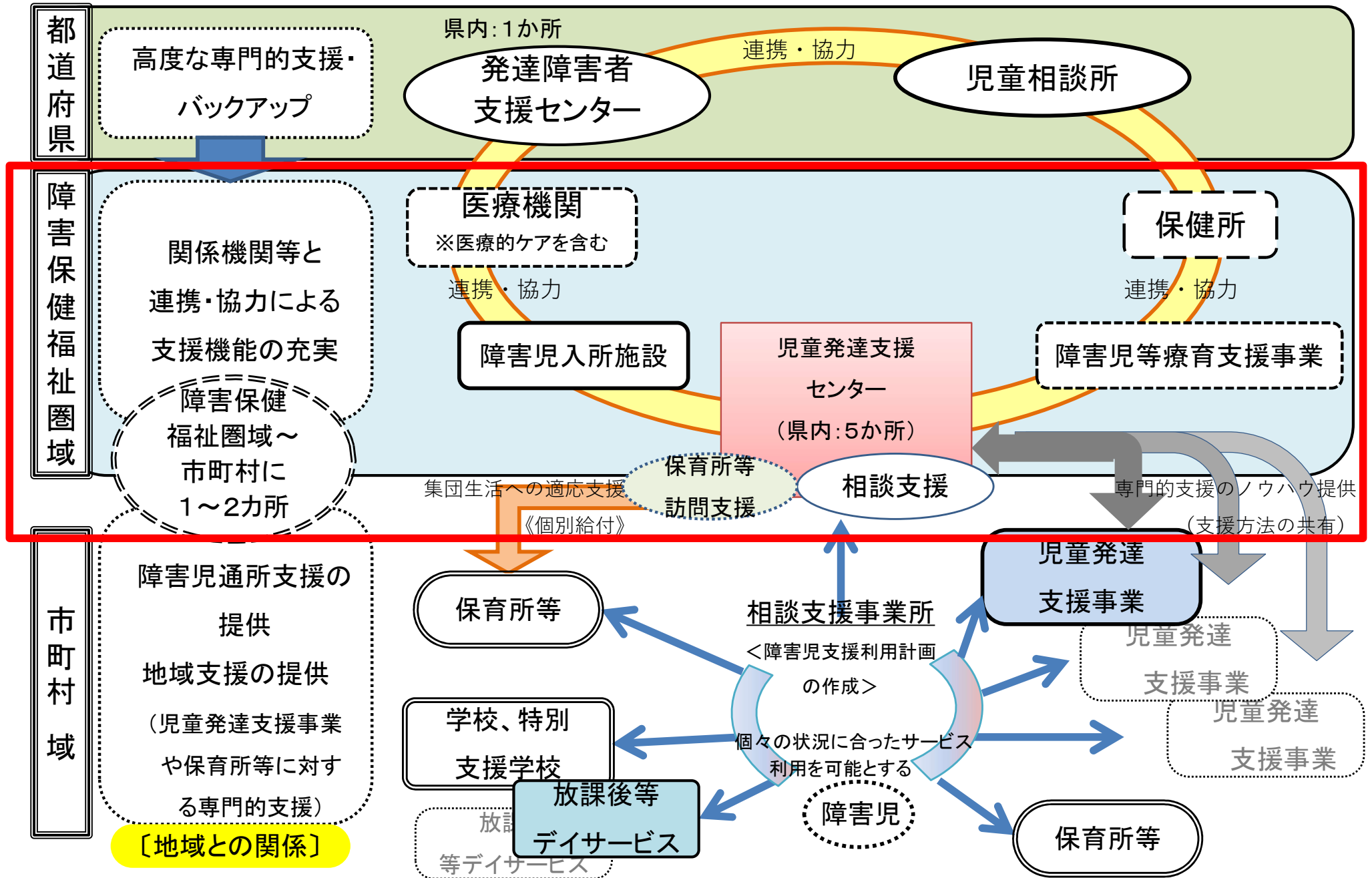
- 発達障害者の特性に応じた適切な就労の機会の確保
- 地域での生活支援
- 発達障害者の権利擁護

【都道府県】発達障害者支援センター（相談支援・情報提供・研修等）、専門的な医療機関の確保 等

【国】専門的知識を有する人材確保（研修等）、調査研究 等

地域における支援体制イメージ

児童発達支援センターが専門的支援のノウハウを広く提供することにより、身近な地域で障害児を預かる施設の質の担保と量的な拡大に繋がることを期待。

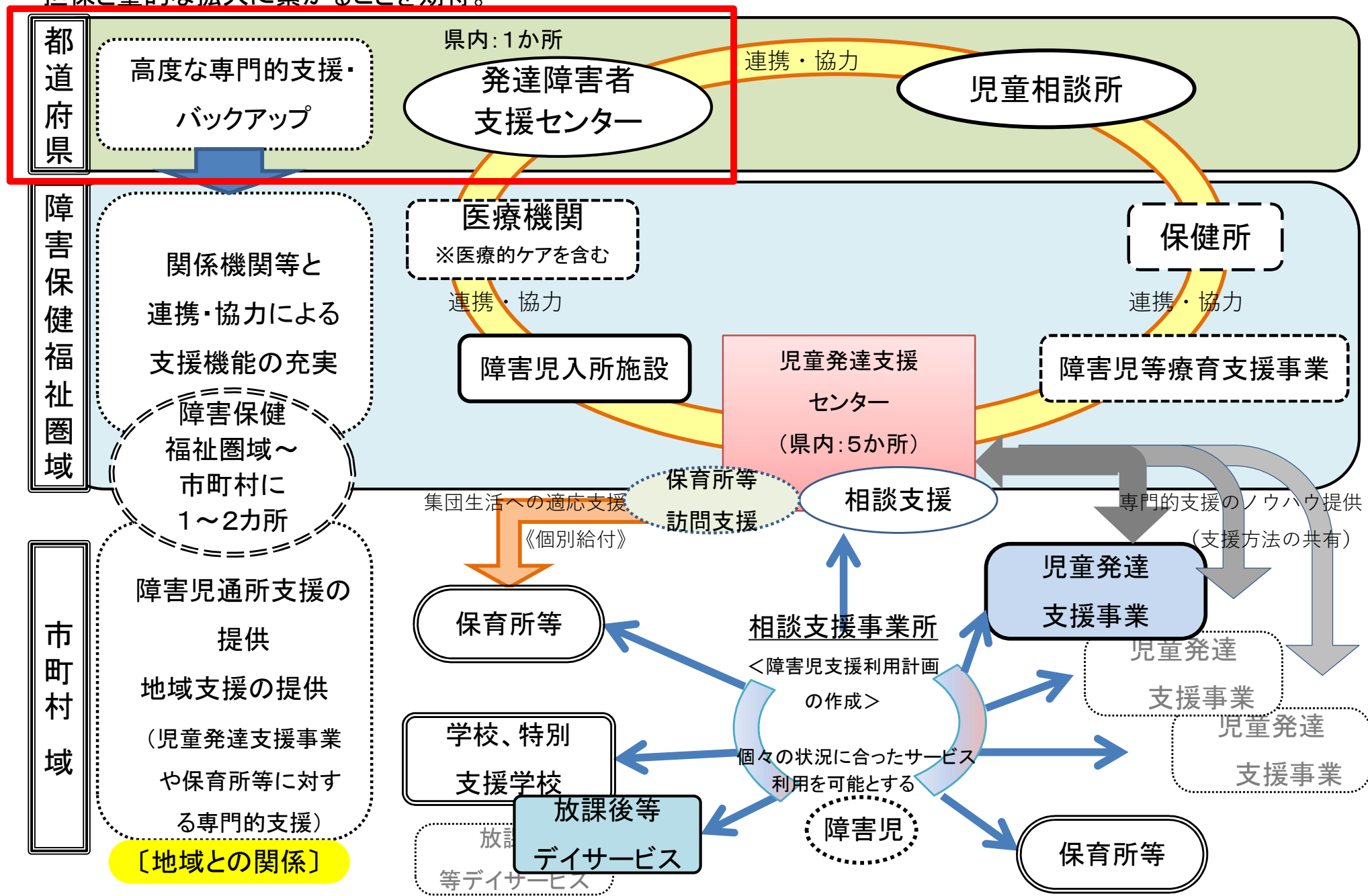


県内の児童発達支援センター



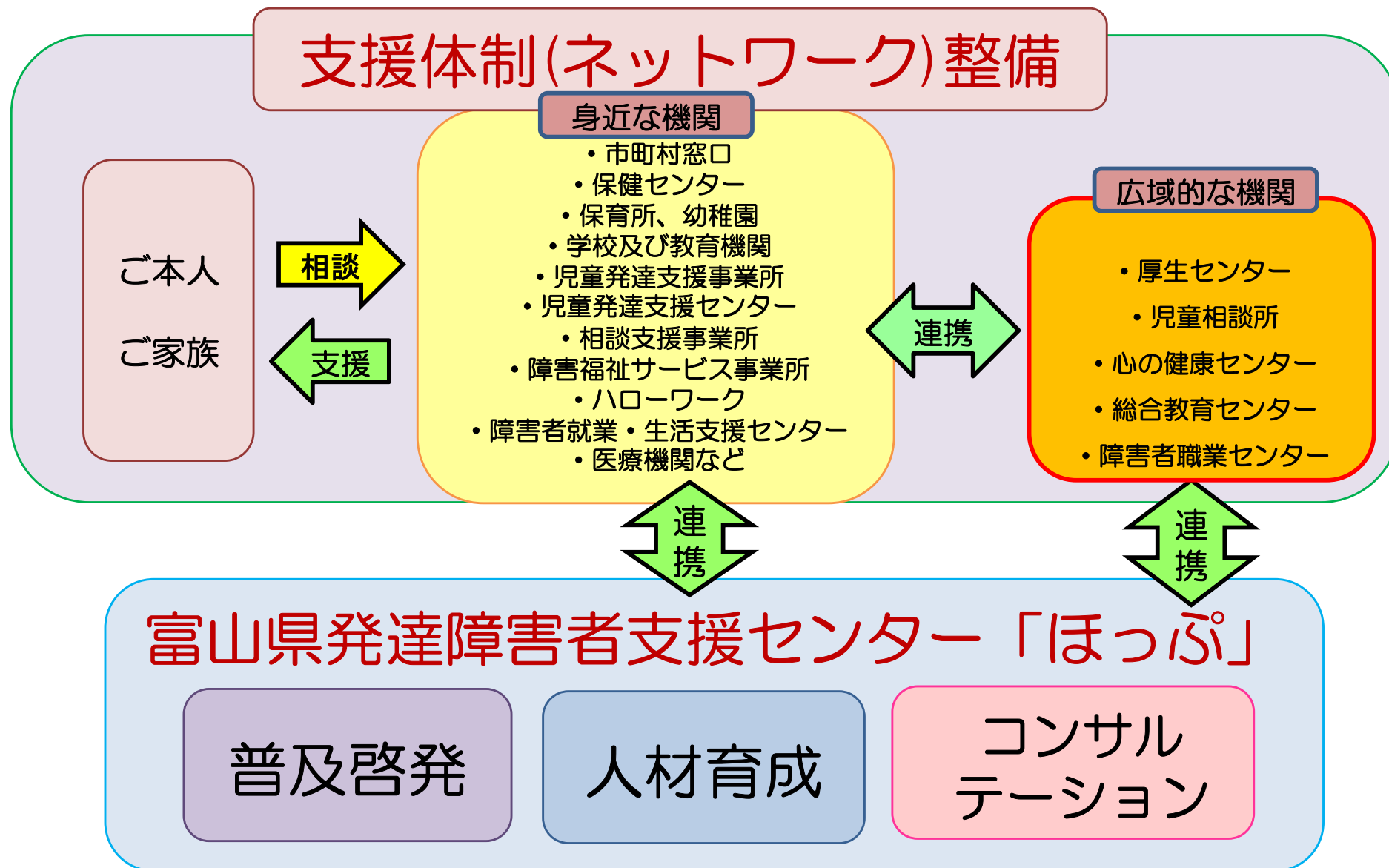
地域における支援体制イメージ

児童発達支援センターが専門的支援のノウハウを広く提供することにより、身近な地域で障害児を預かる施設の質の担保と量的な拡大に繋がることを期待。



富山県発達障害者支援センター「ほっぷ」の事業内容

「ほっぷ」は、発達障害のある方が身近な地域で必要な支援が受けられることを目指して、その支援体制(ネットワーク)整備を行っています。



発達障害者支援ハンドブック「ひとりじゃないよ」2020年度版

- 子どもの接し方等についてのアドバイスなど、発達障害を持つ保護者が必要とする内容を盛り込んだハンドブック
- ライフステージ別に乳幼児期、学齢期、成人期の3種類
- 発達障害者支援センター「ほっぷ」HPからダウンロード

乳幼児期（抜粋）



乳幼児期における相談窓口



ニーズに応じた相談窓口



VII 障害者虐待について

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の概要

目的

※ 平成23年6月17日成立

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定義

- 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう(改正後障害者基本法2条1号)。
- 「障害者虐待」とは、①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待をいう。
- 障害者虐待の類型は、①身体的虐待、②ネグレクト、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待の5つ。

虐待防止施策

- 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。

養護者による障害者虐待	障害者福祉施設従事者等による障害者虐待	使用者による障害者虐待
[市町村の責務] 相談等、居室確保、連携確保 [スキーム] 虐待発見 → 市町村 ①事実確認(立入調査等) ②措置(一時保護、後見審判請求)	[設置者等の責務] 当該施設等における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施 [スキーム] 虐待発見 → 市町村 → 都道府県 ①監督権限等の適切な行使 ②措置等の公表	[事業主の責務] 当該事業所における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施 [スキーム] 虐待発見 → 市町村 → 都道府県 → 労働局 ①監督権限等の適切な行使 ②措置等の公表

- 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

その他

- 市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」・「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能を果たさせる。
- 政府は、障害者虐待の防止等に関する制度について、この法律の施行後3年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- 平成24年10月1日から施行する。

※ 虐待防止スキームについては、家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設入所等障害者には施設等の種類(障害者施設等、児童養護施設等、養介護施設等)に応じてこの法律、児童福祉法又は高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障害者にはこの法律及び高齢者虐待防止法を、それぞれ適用。

障害者虐待の定義

①身体的虐待(2条6項、7項、8項)

障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、
又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること

<具体例>

- ・平手打ちする ・殴る ・蹴る ・つねる ・無理やり食べ物を口の中に入れる
- ・やけどや痣のできる暴行等々
- ・身体拘束

障害者総合支援法に基づく障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(48条)

「利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、
身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない」

「やむを得ず身体拘束等を行う場合、①態様及び時間、②その際の利用者の心身の状況、
③緊急やむを得ない理由、その他必要な事項を記録しなければならない」

<具体例>

1. 車いすやベッドに縛り付ける
2. 行動を落ち着かせるために向精神薬を過剰に投与する
3. 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する
4. 支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する

やむを得ず身体拘束を行う場合の3要件

1. 切迫性

本人又は利用者の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高い

2. 非代替性

身体拘束等以外のすべての支援方法の可能性が存在しないことを複数で確認

3. 一時性

本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間であること

障害者虐待の定義

②性的虐待

障害者にわいせつな行為をすること、または障害者をしてわいせつな行為をさせること

＜具体例＞

性交、性器へのキス、性的行為の強要、裸にする、裸の写真を撮る、キスする、わいせつな言葉や会話、わいせつな映像を見せる

* 本人(障害者)が、表面上同意しているように見えても、本心からの同意かどうか慎重な判断を要する

* 身体障害の場合であっても、心理的に抵抗できないことがあることに注意

③心理的虐待

障害者に対する**著しい**暴言または**著しく**拒絶的な対応その他の障害者に著しい心的外傷を与える言動

＜具体例＞

馬鹿、アホなどの侮辱する言葉、怒鳴る、罵る、子ども扱い、意図的な無視、仲間外れにする、人格を貶めるような扱いをする、罰として「食事を抜く」「作業に行かせない」と脅す等

「**著しい**」→余り考慮する必要はない
・「脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせなどによって精神的に苦痛を与えること」に該当すれば、すべて虐待である
・セクシュアルハラスメントの判断においても、加害側の解釈・見解によるのではなく、被害側の受け止めの問題とされている

障害者虐待の定義

④放棄・放置

- ・ 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置
⇒食事、排泄、洗濯、入浴等の身の世話や介助をしない、必要な医療・福祉サービスを受けさせないこと等によって、障害者の身体・健康状態を悪化させる等、養護を著しく怠ること
- ・ 養護者以外の同居人、施設の他の利用者、他の労働者による身体的、性的、心理的虐待の放置等養護すべき義務を怠る
⇒見て見ぬふりも虐待となりうる

<具体例>

1. 食事や水分を十分に与えない
2. あまり入浴させない
3. 汚れた服を着させる
4. 排泄の介助をしない
5. 爪や髪の毛が伸び放題
6. 病院、学校に行かせない
7. 障害福祉サービス等を受けさせない

セルフネグレクト

- ・ 障害者本人が、食事を拒否したり、部屋に閉じこもって出て来ない
- ・ 障害者本人が医療や福祉サービスを拒否
- ・ ゴミ屋敷、ネコ屋敷・劣悪な衛生・居住環境

⇒本人の意思に基づいているように見える場合であっても、障害者本人の生活環境、身体的・精神的な状態を悪化させるのであれば、養護者等の虐待となることもある

障害者虐待の定義

⑤経済的虐待

障害者の財産を不当に処分すること、その他障害者から不当に財産上の利益を得ること(障害者の親族を含む)

＜具体例＞

1. 年金や賃金を渡さない
2. 本人の同意なしに財産や預貯金を処分、運用する
3. お金を渡さない、使わせない
4. 本人の同意なしに財産を施設等に寄付する

(参考)精神・身体障害による最低賃金の減額特例制度(最低賃金法第7条)

○精神又は身体の障害により著しく労働能力が低い方などについては、一般労働者に適用される最低賃金をそのまま適用することとすると、かえって雇用の機会が失われるおそれがある。
このため、本制度は、最低賃金法第7条に基づき、都道府県労働局長の許可により、労働能力その他の事情を考慮して定める率(減額率)を最低賃金額に乗じて得た額を減額の上、最低賃金法を適法する制度。

○減額の特例許可の対象となる労働者(減額対象労働者)の範囲

- ①精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者
- ②試の使用期間中の者
- ③基礎的な技能および知識を習得させるための職業訓練を受ける者
- ④軽易な業務に従事する者
- ⑤断続的労働に従事する者

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の概要

障害者基本法 第4条

基本原則 差別の禁止

第1項：障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止

何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

第2項：社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止
社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

第3項：国による啓発・知識の普及を図るための取組

国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

具体化

I. 差別を解消するための措置

施行日：平成28年4月1日（施行後3年を目途に必要な見直し検討）

差別的取扱いの禁止

国・地方公共団体等
民間事業者

法的義務

合理的配慮の不提供の禁止

国・地方公共団体等
民間事業者

法的義務

法的義務

具体的な対応

政府全体の方針として、差別の解消の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）

- 国・地方公共団体等 ⇒ 当該機関における取組に関する要領を策定※
- 事業者 ⇒ 事業分野別の指針（ガイドライン）を策定

※ 地方の策定は努力義務

実効性の確保

- 主務大臣による民間事業者に対する報告徴収、助言・指導、勧告

II. 差別を解消するための支援措置

相談・紛争解決

- 相談・紛争解決の体制整備 ⇒ 既存の相談、紛争解決の制度の活用・充実

地域における連携

- 障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携

啓発活動

- 普及・啓発活動の実施

情報収集等

- 国内外における差別及び差別の解消に向けた取組に関わる情報の収集、整理及び提供

障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例の概要

※ 平成26年12月17日成立・公布、平成28年4月1日施行、平成31年4月1日一部改正施行

目的

障害を理由とする差別解消について

①基本理念 ②県と県民の責務 ③県の施策の基本事項 を定める

すべての障害のある人が
安心して暮らすことのできる社会を実現

県及び県民の責務等

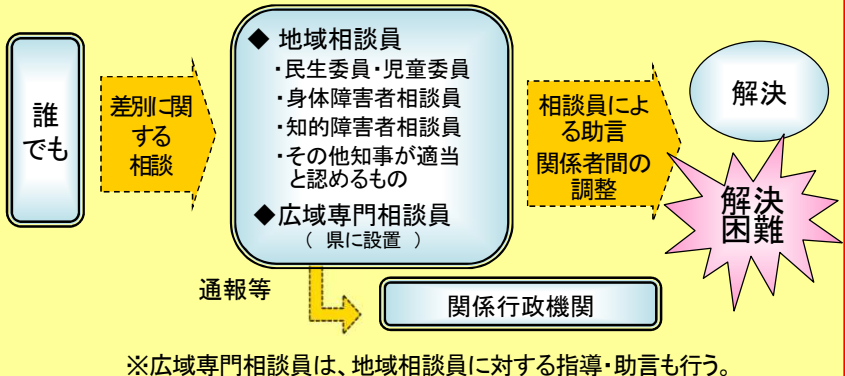
- 【 県 】 ① 差別解消施策の策定・実施 ② 市町村との連携・支援
【 県 民 】 ① 障害のある人に対する理解 ② 県や市町村の施策への協力

障害を理由とする差別の禁止

- 何人も、障害を理由とする**不利益な取扱い**をしてはならない
○ 何人も、過重な負担でない範囲で、**合理的な配慮をしなければならない**
※ 県は、分野毎に特に配慮すべき事項を定める

差別の禁止と
合理的配慮は
条例により義務化

相談体制



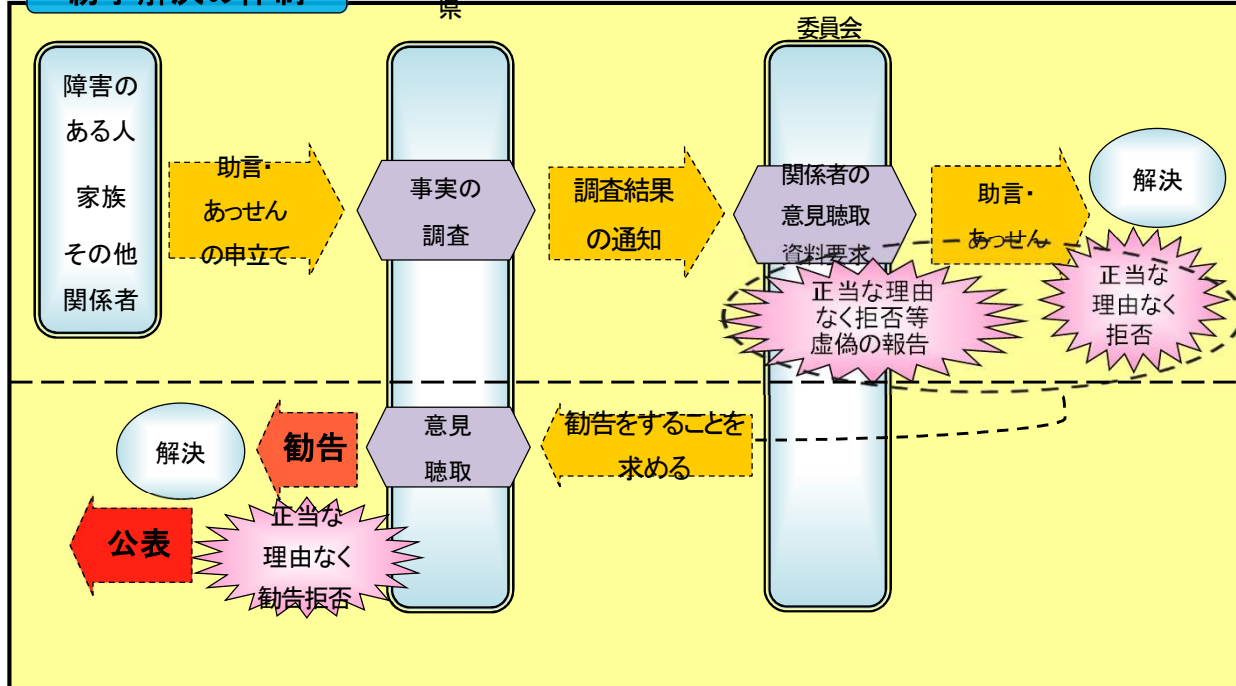
障害のある人の相談に関する調整委員会の設置

- 【 構 成 員 】 障害のある人、福祉、医療、雇用、教育、その他障害のある人の権利擁護に関する有識者
【 役 割 】 ① 助言・あっせん、知事による勧告の要請
② 差別解消施策に関する重要事項の審議

協議会の設置

- 【 構 成 員 】 県、県民、事業者、市町村、学識経験者等
【 役 割 】 差別解消のための取組みに関する協議や情報交換等

紛争解決の体制



普及啓発等

- 障害や障害のある人に関する知識の普及啓発
○ 障害のある人と障害のない人との交流の機会の提供等
○ 学校において、障害や障害のある人に関する正しい知識を持つための教育の推進

基本的な考え方 ①

障害を理由とする不利益な取扱い

◆定義

- ・「正当な理由なく」、商品・サービス等の提供や必要な対応を拒否したり、制限したり、条件を付けたりして、障害のある人の権利利益を侵害すること
- ・ ただし、障害のない人と事実上平等にするための特別対応等は除く

- ・障害のある人を優遇すること
- ・合理的配慮をするために障害のない人とは違う対応をすること
- ・必要な範囲で障害の状況等を確認すること 等

◆「正当な理由」の判断基準

- ・ 客観的に正当な目的の下に行われ、その目的に照らしてやむを得ないもの
- ・ 個別事案ごとに、具体的場面・状況に応じて、当事者や関係者の権利利益を総合的・客観的に判断

＜判断要素＞ 安全の確保、財産の保全、事業の目的・内容・機能の維持、損害発生防止

基本的な考え方 ②

合理的配慮の提供

- 技術の進展、社会情勢の変化等に応じて内容が変わりうる
- 合理的配慮の提供機会が多い場合は、障害のある人のための環境整備も視野に（バリアフリー、職員研修など）

◆定義

障害のある人から「配慮を求める意思の表明」があったときに、「過重な負担とならない範囲で」必要な配慮をすること。ただし、次のようなものに限られる。

- ・ 必要な範囲で本来業務等に付随するもの
- ・ 事業目的や内容等を本質的に変更しないもの
- ・ 障害のない人と同等の機会提供を受けるもの 等

当事者間の相互理解を通じて、柔軟に対応することが必要

◆ 配慮を求める意思の表明

<表明者>

- ・ 障害のある人
- ・ 困難な場合は、家族や介助者等も可

<表明方法>

障害のある人の
コミュニケーション手段による

◆「過重な負担」の判断基準

個別の事案ごとに、具体的場面や状況に応じて
総合的・客観的に判断

<判断要素>

事務・事業への影響の程度、
実現可能性の程度、 費用・負担の程度、
事務・事業規模、 財政・財務状況等

【参考】こども性暴力防止法の概要

(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号))



制度趣旨

児童等に教育・保育等を提供する事業者に対し、**従事者による児童対象性暴力等を防止する措置を講じること等を義務付ける。**

制度対象

事業者が行う各事業・業務が、児童等との関係で、**①支配性、②継続性、③閉鎖性**を有するか否かの観点から、対象事業・業務を規定。

対象事業者

学校設置者等(第2条第3項)

学校、児童福祉施設等、本法に定める措置を義務として実施すべき事業者

民間教育保育等事業者(第2条第5項)

学習塾、放課後児童クラブ、認可外保育施設等、国の認定を受けて本法に定める措置を実施する事業者

対象業務

学校設置者等における教員等(第2条第4項)

教諭、保育士等

民間教育保育等事業者における教育保育等従事者(第2条第6項)

塾講師、放課後児童支援員等

対象事業者に求められる措置等

安全確保措置

① 日頃から講ずべき措置

- ・ 服務規律等のルール作り、環境整備、保護者・児童等への周知・啓発(ガイドライン事項)
- ・ 性暴力等のおそれの早期把握のための児童等との**面談等**(第5条第1項等)
- ・ 児童等が**相談を行いやすくするための措置**(相談体制等)(第5条第2項等)
- ・ **研修**(第8条等)

初犯防止対策

③ 特定性犯罪前科の有無の確認

- ・ 児童等に接する業務の従事者は、雇入れ、配置転換等の際に確認が必要
 - 学校設置者等の現職者
⇒ 施行から3年以内(第4条第3項)
 - 民間教育保育等事業者の従事者
⇒ 認定等から1年以内(第26条第3項)
- ・ 確認を行った従事者は、その後5年ごとに確認(第4条第4項等)

再犯防止対策

② 被害が疑われる場合の対応

- ・ **調査**(第7条第1項等)
- ・ 被害児童等の**保護・支援**(第7条第2項等)

④ 児童対象性暴力等の防止のための措置

- ・ ①～③を踏まえ、従事者による児童対象性暴力等が行われる「おそれ」ありと認められる場合、**児童対象性暴力等の防止のための措置**(教育・保育等の業務に従事させないなど)を講じなければならない。

※ 特定性犯罪前科ありの場合、「おそれ」ありとの判断の下で、**防止措置**を実施。

防止措置

情報管理措置

特定性犯罪前科等の情報を適正に管理するための措置

- ・ 犯罪事実確認記録等の適正な管理(第11条、第14条等)
- ・ 犯罪事実確認記録等の利用目的の制限及び第三者提供の禁止(第12条等)
- ・ 犯罪事実確認書に記載情報の漏えい等の報告(第13条等)
- ・ 犯罪事実確認記録等の廃棄及び消去(第38条)
- ・ 情報の秘密保持義務(第39条)

指導・監督

安全確保措置・情報管理措置の実施状況については、国・所轄庁が指導・監督を実施(定期報告、報告徴収及び立入検査、命令、認定等の取消、公表等)。

VIII 工賃向上の取り組みについて

障害者総合支援法における就労系障害福祉サービス（詳細）

	就労継続支援A型	就労継続支援B型
概要	通常の事業所に雇用されることが困難であり、<u>雇用契約に基づく就労が可能である者</u>に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う。 （利用期間：制限なし）	通常の事業所に雇用されることが困難であり、<u>雇用契約に基づく就労が困難である者</u>に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。 （利用期間：制限なし）
対象者	① 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用には結びつかなかった者 ② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用には結びつかなかった者 ③ 企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係の状態にない者	① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者 ② 50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者 ③ ①及び②に該当しない者で、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者
備考	利用者に対して<u>最低賃金以上の賃金</u>を支払う必要がある。	利用者の<u>作業内容</u>に応じて工賃を支払う。

障害者の就労形態

○ 障害者の就労形態としては、一般就労以外にも、自営や障害福祉サービスでの就労があります。

	一般就労	就労継続支援A型	就労継続支援B型	自営
障害者の位置付け	労働者	労働者かつ 利用者	利用者	—
平均月額 賃金(工賃)	—	84,672円	23,994円	—
労働関係法令の適用	あり	あり	なし	なし

(注) 平均月額賃金(工賃)は富山県における令和6年度の実績

就労継続支援事業所の状況（富山県）

（１）事業所数

	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
就労継続支援 A 型	6 4	6 5	6 5	5 6	5 7
就労継続支援 B 型	1 1 8	1 2 8	1 2 2	1 4 1	1 4 5

（２）サービス利用者数

	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
就労継続支援 A 型	1, 3 2 9	1, 3 2 1	1, 3 1 7	1, 1 1 5	1, 1 1 1
就労継続支援 B 型	2, 3 9 1	2, 4 9 8	2, 6 1 1	2, 8 3 1	2, 9 3 5

※各年度末における状況、R 7 のサービス利用者数においては令和 8 年 3 月 1 日現在

「とやま型地域共生社会」の構築

～ 年齢や障害の有無等にかかわらず、県民誰もが、安心・幸せを感じる“ウェルビーイング”の実現できる社会を目指して～
(令和8年度富山県の障害福祉関係予算の概要)

障害のある人の理解の促進と権利擁護の推進

- ◆障害者理解普及啓発事業 (966 万円)
 - ・広域専門相談員の配置
 - ・企業等が開催する障害を理由とする差別に関する研修への講師派遣
- ◆新) 第73回精神保健福祉全国大会開催事業 (125 万円)
- ◆新) 全国ろうあ者大会開催支援事業 (400 万円)
- ◆障害者権利擁護・虐待防止推進事業 (260 万円)
 - 福祉事業所等における虐待防止、早期発見に必要な人材育成のための研修会の開催

障害のある人の自立と社会参加支援

地域生活の支援

- ◆障害者スポーツの全国大会・国際大会出場に対する支援 (300 万円)【生環】
- ◆障害者芸術文化活動普及支援事業 (700 万円)
- ◆新) 障害者文化芸術育成支援事業 (240 万円)
- ◆社会福祉施設等施設整備事業【R7年2月補正】 (2億6,586 万円)

就業機会の拡大

- ◆障害者就業・生活支援センター事業 4か所(各障害保健福祉圏域に設置) (1,885 万円)
- ◆障害のある学生の就職・定着促進支援等事業 (1,120 万円)【商労】
 - 新卒障害者の就業・職場定着を支援するとともに、人材活用推進センターに障害者雇用推進員を配置し、企業における障害者雇用の促進を強化
- ◆障害者雇用実務講座・雇用ゼロ企業セミナー開催事業 (400 万円)【商労】
 - 県内の障害者雇用を促進するため、雇用ゼロ企業をはじめとした法定雇用率未達成企業に対し、労働局の指導と連携した講座などを開催
- ◆障害者チャレンジトレーニング事業 (375 万円)【商労】
 - 福祉から一般就労への移行を促進するために民間企業等における短期の就業実習を支援
- ◆特例子会社等設立支援事業 (300 万円)【商労】
 - 特例子会社、特定組合等の設立に要する経費に対し補助

※所管部局名のない事業は、厚生部所管事業

手話の普及等の促進

- ◆手話普及等施策総合推進事業 (536 万円)
 - 専任手話通訳者の県庁内配置、手話の普及キャンペーンの実施、手話普及活動を実施する団体等への助成等
- ◆手話通訳者養成・研修事業 (240 万円)
- ◆県コミュニケーション支援広域派遣事業 (49 万円)

地域療育体制の整備

- ◆障害児等療育支援事業 (853 万円)
 - 在宅障害児等の地域生活を支援するため、日常生活における相談支援や指導を実施
- ◆ペアレントメンター養成・活躍促進事業 (200 万円)
- ◆アセスメントツール導入研修事業 (42 万円)

工賃水準の向上

- ◆ハートフルとやま工賃向上事業 (998 万円)
 - 障害者就労支援事業所における障害者の工賃の向上を図るため、共同受注窓口や農福連携コーディネーターの配置、企業向けのPRや研修等を実施
- ◆新) 農福プラス連携マルシェ(仮称)開催事業 (100 万円)
 - 新たに林業・水産業分野のイベントに出展し、農福連携等による食品や雑貨の販売会を開催
- ◆新) 障害者就労施設の生産活動支援事業 (2,582 万円)
 - ①工賃向上に向けた ICT 機器導入支援
 - ②障害者就労施設の農業分野等におけるマッチングや立ち上げを支援
- ◆農福連携推進事業 (479 万円)【農水】
 - 林業・水産業への拡大や作業環境整備を支援

適切な障害福祉サービスの提供

サービス提供体制、相談支援体制の充実・確保

- ◆サービス管理責任者研修事業 (1,050 万円)
- ◆相談支援従事者研修事業 (575 万円)
- ◆ホームヘルパー養成及び導入研修事業 (97 万円)
- ◆同行支援従事者研修事業 (61 万円)
- ◆強度行動障害支援体制強化事業 (325 万円)
- ◆障害者ピアサポート研修事業 (280 万円)
- ◆要約筆記指導者養成事業 (22 万円)
- ◆新) 都道府県による基幹相談支援センター・地域生活支援センターの整備

多様な障害等への対応(相談支援、普及啓発等)

- ◆医師及び医療従事者等発達障害対応力強化事業(220 万円)
 - 発達障害児(者)が身近な地域で支援を受けられる体制を整備するため、かかりつけ医等の医療従事者等への研修を実施
- ◆発達障害対応力向上事業 (698 万円)
 - 地域支援マネジャーの配置、事業所向け研修の実施
- ◆発達障害者等青年期支援事業 (100 万円)
 - 青年期の発達障害者等の居場所作り等を支援
- ◆発達障害ピアサポート推進事業 (38 万円)
 - 発達研修事業
 - 心理師や臨床心理士等による研修 (613 万円)
 - ピアサポート事業 (130 万円)
 - ピアサポート事業 (140 万円)
 - ピアサポート事業 (40 万円)
 - ピアサポート事業 (300 万円)
 - ピアサポート事業 (300 万円)
 - ピアサポート事業 (420 万円)
 - ピアサポート事業 (200 万円)
 - ピアサポート事業 (220 万円)
 - ピアサポート事業 (10 万円)
 - ピアサポート事業 (等支援セン

工賃水準の向上

◆ハートフルとやま工賃向上事業 (998 万円)

障害者就労支援事業所における障害者の工賃の向上を図るため、共同受注窓口や農福連携コーディネーターの配置、企業向けのPRや研修等を実施

◆新) 農福プラス連携マルシェ(仮称)開催事業 (100 万円)

新たに林業・水産業分野のイベントに出展し、農福連携等による食品や雑貨の販売会を開催

◆新) 障害者就労施設の生産活動支援事業

- ①工賃向上に向けた ICT 機器導入支援
- ②障害者就労施設の農業分野等におけるマッチングや立ち上げを支援

(2,582 万円)

◆農福連携推進事業 (479 万円)【農水】

林業・水産業への拡大や作業環境整備を支援

(黒部学園、砺波学園、障害者相談センター)

- ◆知的障害児入所施設のあり方検討会事業 (40 万円)

障害者就労支援事業所における家族等の負担軽減及びレスパイトの確保のため、訪問看護による在宅での支援体制を確保

農福連携とは？

農業側

- 従事者が減少・高齢化する中、労働力として期待
- 障害者への就労機会の提供が社会貢献に
- 地域での取組みによって、農地管理や規模拡大にも効果



福祉側

- 障害程度や作業能力に応じた作業の用意が可能
- 自然とのふれあいにより情緒が安定
- 一般就労に向けての体力・精神面での訓練に有効
- 地域との交流機会を創出

Win－Winの関係
障害特性の見極めが重要！！

農業には作業工程が多く、
**個々の障害者の障害特性に
応じた作業が見出しやすい**



農福連携の3つのタイプ

- ①農業参入型 : 障害福祉サービス事業所が、自ら農業を行う
- ②雇用型 : 農家・農業法人等が障害のある人を雇用し、農業に従事してもらう
- ③**作業受委託型** : 農家・農業法人等が障害福祉サービス事業所に、農作業
や加工等を委託する



まずは③作業受委託型から

③作業受委託型

農家・農業法人等が障害福祉サービス事業所に、農作業や加工等を委託する

(ケース1) 農家・農業法人サイドが収穫物等を障害福祉サービス事業所に持ち込み、事業所内で障害のある人が作業に従事



(ケース2) 障害福祉サービス事業所を利用している障害のある人が実際に農地に出向き、作業に従事(施設外就労:A型、B型)

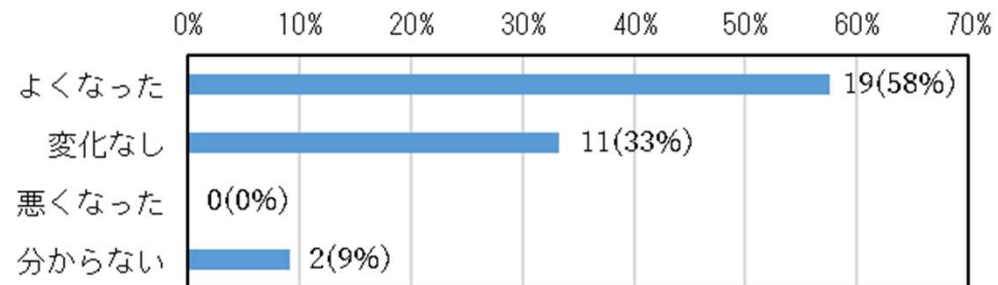


支援員が必ず同行

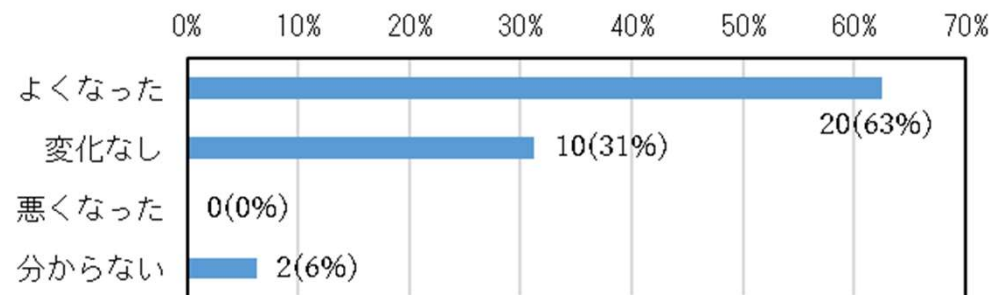


農業に取り組む県内の障害福祉サービス事業所の 障害者の状況変化(R1.11～12 障害福祉課調査より)

<身体面>



<精神面>



【農福連携の課題】

- ①知られていない→認知度の向上
- ②踏み出しにくい→取組の促進
- ③広がっていかない→取組の輪の拡大



【県の取組】

- * ・農福連携マルシェの開催(平成28年度～)
- * ・県内農福連携事例集の作成・配布(令和元年度)
- * ・農福連携コーディネーターの配置(令和2年度～)
- * ・農福連携研修会の開催(令和2年度)



農福連携マルシェ(ファボーレ)



農福連携事例集

①農福フラス連携マルシェ（仮称） の開催



令和7年度 農福連携&食とアートの
インクルーシブマルシェの様子



【令和8年度の予定】

- ・ 8月～12月頃
 - ・ 農業に加え、新たに林業、水産業分野のイベントに、
- 県内の農福連携に取り組む
障害福祉事業所が参加予定

②③農福連携コーディネーターの配置



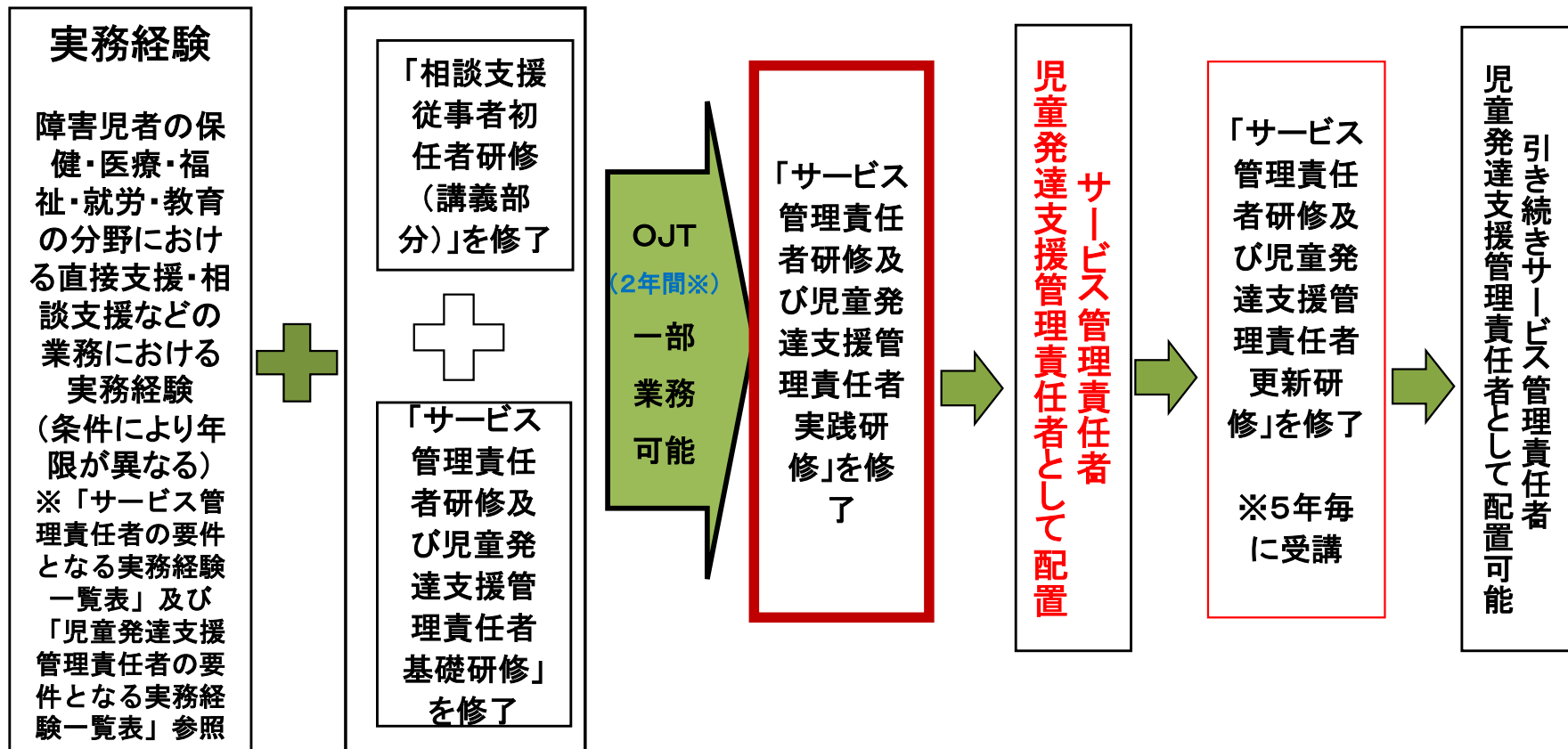
富山県社会就労センター協議会の農福連携コーディネーターが作業受委託のマッチングを行います。お気軽にご相談ください。

富山市西金屋6682 (福)めひの野園内

TEL 076-471-7950

Ⅸ サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者 研修制度について

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の要件



研修の受講に関する実務経験要件

- ・基礎研修：サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者としての実務経験要件を満たす2年前から受講可能
- ・実践研修：基礎研修修了後、5年間に通算して2年以上の相談支援又は直接支援業務の実務経験があること。
- ※基礎研修受講時に実務経験を満たしている場合は6カ月以上の個別支援計画作成業務の実務経験で受講可能
- ・更新研修：①過去5年間に2年以上のサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・管理者・相談支援専門員の実務経験、又は②現にこれらの業務に従事していること。

○やむを得ない事由によりサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者が欠けた場合は、

①1年間は実務経験者であるものについては、サービス管理責任者等とみなして配置可能

②2年間は実務経験者であり、以下の要件を満たすものについてはサービス管理責任者等とみなして配置可能

・サービス管理責任者等が欠如した時点で基礎研修を修了済 ・サービス管理責任者等が欠如する以前から当該事業所に配置されている

お問合せは
富山県障害福祉課まで
電話 076-444-3212
FAX 076-444-3494